

## 第五章 女子型徒弟学校の性格

### 第1節 廃止型徒弟学校の性格について

第3章でも述べた様に男子型徒弟学校と、女子型徒弟学校とでは、政府の政策に大きな差異が認められる。従来、女子型徒弟学校は内職的職業教育であり、直接工業教育とかかわり合うものではないと言われてきた。しかし、女子型徒弟学校は通算144校設置され、この数は男子型徒弟学校の1.5倍にあたる。すなわち、この数字は徒弟学校を論ずる上で決して無視出来ない数字である。

第2章でみた様に、女子型徒弟学校では、工業高校へ上昇したものはなく、廃止になるか職業学校に移行するかのいずれかであった。職業学校は徒弟学校と違い、女子の内職的職業教育を主たる目的とする学校であり、工業教育とはいいがたい。ここで我々は、工業教育機関としての徒弟学校の過半数以上をしめていた女子型徒弟学校が、徒弟学校制度の廃止に伴って、何故工業教育機関から離れていったのかという疑問を持たざるを得ない。そこで本章では、女子型徒弟学校の性格の変遷を調べ、女子工業教育の挫折の歴史をさぐってみる。

先にも述べた様に職業学校が、内職的職業教育を中心とする女子教育の場であったことは明らかである。それに対し、廃止型徒弟学校の性格が明確でないため、この節ではまず廃止型徒弟学校の性格を分析してみる。

廃止された徒弟学校は、93校あった。その名称は表V-1に示した。なお職業学校へ移行した徒弟学校は51校あり、その名称は表V-2で示した。女子型徒弟学校の分布は地図VIで示した。

廃止型徒弟学校について分析を進めるため、第2章第2節の表II-4、表II-5にもどって廃止型徒弟学校の廃校年を調べてみると、男子型徒弟学校が廃止されるのは、明治年代にくらべて大正年代がやや多い傾向がある。しかし、だいたい平均して毎年廃止になっていたのに対し、女子型徒弟学校は、明治40年までに1校しか廃校にならず、ピークが明治44年、明治45年と、大正8年から大正12年までと明確に2つに分かれていることがわかる。後者のピークは徒弟学校の再編期であり、その影響を受けたものと考えられるが、明治44年と明治45年のピークは注目させられる。これは明治43年10月に高等女学校令が改正され、高等女学校に実科を置くことと、実科のみで構成される実科高等女学校の新設が認められた事との関連が当然考えられる。

そこで廃止型徒弟学校がこの実科高等女学校なり、高等女学校なりに改組された実体を調査してみる。調査につかった法令全書では徒弟学校から、実科高等女学校なりへの移行が改組としてあつかわれず、徒弟学校の廃止と、実科高等女学校、高等女学校の新設としてあつかわれている。そのため今回の調査では、廃止年と設置年、位置、名称などを比較して確実に改組であると考えられるもののみを表V-4に示した。しかし、正確にはこれ以外にも改組されたものは存在すると考えられる。それを明らかにするのは今後の課題としたい。

現在の段階でわかっているのは、実科高等女学校に改組されたものが36校、高等女学校に改組されたものが16校で、計52校が改組されたことが明らかである。これだけとってみても、

廃止型徒弟学校の50%を越えている。これを年別にみると下記の通りである。

	明治 41年	42	43	44	明治 45年 大正元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
廃校数	1	5	1	8	9	2	2	3	5	7	2	7	13	11	9	7
実科高等 女学校				6	4	2	2	2	3			5	3	7		2
高等女学校									1	3		1	3	4	3	1

これより、明治44年以降に廃止された徒弟学校の多くは、実科高等女学校、高等女学校へと改組されていたことが明らかである。すなわち、廃止型徒弟学校は廃校されたのではなく、工業教育機関としての徒弟学校からはなれ、一般女子教育の方に変化していったといえる。

## 第2節 女子型徒弟学校の変遷

女子型徒弟学校は、当初あくまで工業教育機関として、徒弟学校規程の枠内で制度化されたはずである。しかし、それが第1節で明らかにした様に、明治43年の高等女学校令の改正による、高等女学校への実業の導入をてこととして、一般女子教育の方向に傾斜していった。そして、大正10年の徒弟学校規程の廃止に伴い、工業教育機関から離れ、職業学校として一般女子教育に変質したわけである。

そこで本節では、この様な傾向がいつごろから出はじめ、いつごろ決定的になったかを調べて、女子型徒弟学校の変質の原因をさぐってみる。

まず、女子型徒弟学校を工業教育機関的なものと、内職的職業教育中心のものへと分類する。

女子型徒弟学校の設置学科をみると、裁縫、刺繍、手芸、編物、造花、家事、染織、機織等を主なる学科としている。又農業、養蚕商業などの学科を併設しているものも多い。

明治初期の日本の工業の内容をみると表(←)の様に清酒につづいて、織物、生糸が他を圧倒していることがわかる。

表 (←)  
明治15年の主要工業生産額 (単位1,000円)

生糸糸	19,149	紡績綿糸	1878
真綿	875	清酒	56,738
陶磁器	1,172	織物	33,377
金属器	987	紙	4,839
製蓋	6,249	菜種油	3,550
製茶	9,189	その他	1,860
漆器	1,225		

(興業意見446~447頁)

そして、この織物等の繊維産業は、第2次大戦以前まで、一貫して日本の産業の中心であった。この織物等の繊維産業が農村出身の女子労働力によってささえられていたことは一般によく知られている事である。そこで、繊維産業に直結した、染織、機織を学科に持つ徒弟学校を、工業教育機関的なものとみなし、第1型徒弟学校とする。そしてそれ以外の裁縫、刺繍、編物等の学科を中心とする徒弟学校を現在の家庭課程的教育を行なっていた学校として第2型徒弟学校とする。

この類型にしたがって分類したものを表V-4に示した。

この表から、県によって設置されている徒弟学校の内容が極端に違うことがわかる。

類型別に設置された年を検討すると表V-3の様になる。この表を分析して次の事がいえる。  
まず女子徒弟学校は、4つの時期に分けられる。

第1期は、徒弟学校規程が制定された明治27年から、明治33年までである。この時期は女子型徒弟学校が不毛の時期である。設置された徒弟学校は、名称不明の鹿児島県の私立の徒弟学校（明治27年設置）と市立鹿児島女子徒弟興業学校（明治29年設置）の2校である。

名称不明の私立の徒弟学校は、織物、烟草製造、養蚕製絲を学科としている。又、市立鹿児島女子徒弟興業学校も、染織、機織等を学科としており、共に第1型徒弟学校である。この時期は、女子型徒弟学校といえども、工業教育を旨としていた事がわかる。

第2期は明治34年より明治39年までである。

明治33年小学校令の改正によって、小学校の授業料徴収の原則がやわらげられ、女子の小学校就学率が急激に上昇した。それに影響されて女子型徒弟学校もこの時期から本格的に設置される。この時期の徒弟学校は、染織、機織等を学科として工業教育を行なった。第1型徒弟学校が24校設置されたのに対し、第2型徒弟学校は7校しか設置されず、中心は第1型徒弟学校にあったといえる。

第3期は、小学校の義務年限が4年から6年に延長された明治40年から、大正2年までである。

まず明治40年1年で、第2型徒弟学校が12校と急激に多く設置され、この時期より第2型徒弟学校が本格的に現われ出した。

この期間に設置された、第1型徒弟学校は32校、第2型徒弟学校は34校とほぼ同数であった。

第4期は大正3年より徒弟学校規程が廃止される大正10年までである。この時期は、第2型徒弟学校中心の時期である。工業教育に対応する第1型徒弟学校は、1年で2校以上作られた年はなく、第4期を通じて設置された校数は9校である。これに対し、第2型徒弟学校は、37校設置された。

以上より、女子型徒弟学校は、当初女子の工業教育機関を旨として設置されたが、明治40年を境に第2型徒弟学校化への傾向が出はじめ、この傾向は大正年代に入って決定的になり、工業教育から遠のいていったことがわかる。

### 第3節 女子型徒弟学校の地域別特長

第2節では、女子型徒弟学校には設置の時期により大きな性格の違いのあることについて述べた。

この節では、女子型徒弟学校のいま一つの特色である県別の性格の違いについて述べる。

県別の女子型徒弟学校の分類は表V-4で示した。

まず、まったく女子型徒弟学校の作られなかった県は、群馬県、山梨県、岐阜県、山形県、秋田県、鳥取県、高知県、熊本県、長崎県、徳島県の10県である。

前節で分類した、第1型徒弟学校(染織・機織などを学科とした徒弟学校)、第2型徒弟学校(裁縫・刺繍・編物等を学科とした徒弟学校)、の類型にしたがって県別の特長をみると、第1型徒弟学校を中心とした県は、千葉県、福岡県、鹿児島県であるのに対し、第2型徒弟学校しか設置しなかった県は、福島県、茨城県、和歌山県、広島県などである。

又、同じ第2型徒弟学校中心の県でも、和歌山が全ての徒弟学校を、農業科、商業科と併設して実業学校としているのに対して、福島県や茨城県では、まったくその傾向が認められないなど、県毎の性格の相異が目につく。

設置年についてみても、同じ第1型徒弟学校中心の鹿児島県と福岡県を比較すると下記の様な差が認められる。

鹿児島県の徒弟学校は12校中8校までが、明治40年以前の前期徒弟学校であるのに対し、福岡県の徒弟学校は17校中16校までが後期徒弟学校である。

以上の事より次の事がいえる。

女子型徒弟学校は各県が1つの単位をつくっている。すなわち、県内においては極めて類似した徒弟学校が作られることはあっても、県と県との間では、共通する点が少なく、それぞれの県が個性をもっていたと言える。

これは、男子型徒弟学校については、政府の殖産興業政策にそった、近代工業の職工養成と、伝統工業の近代化という明確な方針の下に、全国的に統一されていたのに対し、女子型徒弟学校については、明治政府の明確な方針はなく、各県の独自性にまかされていたために生じた現象といえよう。

今までみてきた徒弟学校以外に、文部省告示で認定されながら、実際は開校されなかった徒弟学校が4校ある。それは下記の4校である。

大阪府泉南郡実業学校 (大正9年2月20日第64号)

大阪府泉南郡実業学校分校(大正9年2月20日第64号)

広島県船佐技芸学校 (大正10年1月19日第15号)

宮崎県高岡村立職業学校 (明治39年3月14日第48号)